

総務大臣 村上誠一郎 殿

福島県大沼郡三島町長 矢澤源成

## 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第2項に基づく報告書

本町は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第20条第1項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第2項の規定により、報告します。

## 記

## 第1 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度	当該年度の前年度 (令和4年度)	当該年度 (令和5年度)	当該年度の翌年度 (令和6年度)
資金不足比率			
資金不足比率 (簡易水道特別会計)	—	78.2	—

## 備考

- 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
- 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

## 第2 令第20条第1項に規定する場合に該当すると判断した理由

簡易水道事業特別会計は、令和6年度からの公営企業会計の適用に伴い、令和5年度決算が打ち切り決算となったため、財源として見込んでいた企業債等が未収入となったことから赤字が生じた。

したがって、令和5年度は、決算処理上で一時的に資金不足が生じたものであり、令和6年度決算においては、資金不足比率が経営健全化基準未滿（資金不足なし）となることが確実であると判断し、経営健全化計画を定めないこととする。